

産前産後生活支援事業利用フロー図

令和6年（2024年）4月1日から運用

利用者

①利用申込

- ・母子健康手帳交付時に交付された「飯塚市産前・産後サポート事業利用券（黄色）」に記載された委託事業者に電話またはLINEで申込
[委託事業者]
飯塚市シルバー人材センター
菜の花助産院

※母子健康手帳を既にお持ちの方で利用申込を希望の場合は、初回利用時に委託事業者から「飯塚市産前・産後サポート事業利用券（黄色）」お受け取りください。

④サービスの利用（初回）

- ・利用申込書の記入
- ・飯塚市産前・産後サポート事業利用券（黄色）及び母子健康手帳の提示

⑤利用料の支払

自己負担額

- * 市民税課税世帯
1時間あたり 310円
- * 市民税非課税世帯
1時間あたり 150円
- * 生活保護受給世帯 0円

委託事業者 （飯塚市シルバー人材センター または 菜の花助産院）

②利用申込受付

- ・事業の利用説明
- ・初回利用日の日程調整

【確認事項】

- ・飯塚市に住民登録があること
- ・子の誕生日より1年未満（誕生日の前日まで）
- ・母子健康手帳の有無
- ・利用料の減免希望の場合
生活保護医療カードの有無
非課税世帯証明書の有無

③訪問（初回）

- ・サービスの提供

⑥利用料のお預かり

- ・利用券の切り取り
- ・次回、訪問日等の調整

飯塚市（こども家庭課）

（場合により）
利用対象者の確認